

新久留米市中心市街地活性化基本計画案の概要に対するパブリックコメント(結果)

平成19年2月1日(木)から3月2日(金)までの期間で実施したパブリックコメント手続きに基づいた意見募集について、お寄せいただいた意見の概要とそれに対する市の考え方は次のとおりです。

現在、お寄せいただいた意見や要望につきましては、関係事業者と調整を行いながら、反映できるように作業や見直しを進めており、その上で、今後は速やかに国や県と協議を行い、新基本計画をまとめていきたいと考えています。

1 意見提出者 11名(個人7名、4団体)

2 提出方法

| 提出方法 | 提出者数 |
|--------|------|
| 郵送 | 4名 |
| 持参 | 3名 |
| ファクシミリ | 2名 |
| 電子メール | 2名 |

3 件数 77件

4 内訳

新久留米市中心市街地活性化基本計画案の概要の構成に基づき分類しています。

| | |
|--------------------|-----|
| 第1章 基本方針 | 17件 |
| 第2章 区域 | 1件 |
| 第3章 目標 | 8件 |
| 第4章 市街地の整備改善のための事業 | 8件 |
| 第5章 都市福利施設を整備する事業 | 14件 |
| 第6章 街なか居住を促進する事業 | 12件 |
| 第7章 商業の活性化のための事業 | 12件 |
| 第8章 公共交通の利用促進等の事業 | 1件 |
| 第9章 事業の推進体制 | 0件 |
| 第10章 都市計画手法の活用 | 0件 |
| 第11章 その他必要なこと | 5件 |

※章をまたがるご意見については、重複して計上しています。

| | |
|--------|----|
| 全般について | 4件 |
|--------|----|

5 主な分類

| | |
|-----|-----|
| 質 問 | 9件 |
| 意 見 | 15件 |
| 提 案 | 41件 |
| 要 望 | 12件 |

6 対応状況

| | |
|-------------------------------|--|
| 基本計画策定において、参考とするもの | 25件(No.6, 7, 10, 16, 17, 18, 19, 22, 24, 27, 30, 34, 36, 43, 44, 45, 58, 59, 60, 72, 73, 74, 75, 76, 77) |
| 久留米市中心市街地活性化協議会や事業主体等へ申し伝えるもの | 3件(No.4, 48, 63) |

○意見の概要とそれに対する市の考え方

| 意見者 | No. | 主な対象項目 | 意見の概要 | 市の考え方 |
|---------------------------|-----|-------------------|---|--|
| ①久留米市 梅満町 個人 50代 | 1 | 第2章 区域 | 「中心市街地には、従来から多くの人々が住み、地域の中心的な役割りを果たすためのさまざまな働きを備えているにもかかわらず、それらが十分に活かされていないために、近年、空き店舗が増えるなどの空洞化が進んでいる」とあるがその原因は何か。 | 十分活かされていない原因は、モータリゼーションの進展や郊外開発により、大型店やこれまで中心市街地に集積していた施設・機能が近郊に立地し、中心市街地の魅力が相対的に低下していることによります。 |
| | 2 | 第5章 都市福利施設を整備する事業 | 「運動施設や文化交流施設は中心市街地の周辺部に点在し、街なかでの交流施設の整備を行ってきたが、集積度はあまり高くない」とあるが、その問題点は何か。 | 現状を説明したものです。 |
| | 3 | 第1章 基本方針 | 基本コンセプトに、「都市型社会を代表する高齢者を主人公に、医・食・住が整った街で、豊かな時間とともに、豊かな能力を活かし、豊かな感性を満たす」とあるが、老人が住むと、空き店舗がなくなり、買い物客の通行量が増えるのか。 | 基本コンセプトの説明のとおり中心市街の活性化が、高齢者から子育て中の世代、仕事と生活の調和を求める世代へと広がっていくと考えています。 |
| | 4 | 第6章 街なか居住を促進する事業 | J R久留米駅東口と新世界地区につくるマンションは、老人が住みやすいようにどんな工夫がなされているか。また、老人が入居するときに補助金がでるのか。 | J R久留米駅東口と新世界地区再開発事業はいずれも民間の住宅整備事業です。しかしながら、高齢者だけでなく全ての人に使いやすいバリアフリー対応となるように要望を行いたいと考えています。 また、当事業においては、ご質問のような補助金制度は適用されません。 |
| | 5 | 第6章 街なか居住を促進する事業 | 老人にとって、都心部の魅力は、医療機関が近くにあることだと思うが、老人の住むマンションと医療機関のつながりについての記述がない。マンションの中に病院をつくるとか、ポタナーつで呼び出せるとか、考慮されているか。 | J R久留米駅東口と新世界地区再開発事業のいずれも住宅及び商業店舗等が建設される計画ですが、具体的な用途については、取り組みの参考とさせていただきます。 |

| 意見者 | No. | 主な対象項目 | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|-----|-------------------------------|--|---|
| | 6 | 第7章 商業の活性化のための事業 | ダイエー六ツ門店に替わる店舗の誘致に関して具体策がない。地下をタイホー、1階をベスト電器、2階をユニクロなど、複数の店舗で共用する方式を考えたらどうか。 | ダイエー六ツ門店跡地の活用は、中心市街地活性化にとって重要な課題であると認識していますので、取り組みの参考とさせていただきます。 |
| | 7 | 第4章 市街地の整備改善のための事業 | 「運動施設や文化交流施設が周辺に点在する」という指摘があるが、そこまでのアクセス方法の考慮がない。歩道の整備や標識の設置など。 | 本基本計画は中心市街地の区域内を対象にしたものであり、点在する周辺施設へのアクセス等を記載するものではありませんが、公共施設等へのアクセスは重要であり、ご意見は取り組みの参考とさせていただきます。 |
| | 8 | 第6章 街なか居住を促進する事業 | 高齢者にとっては、文化センターや中央公園、筑後川、ゆめタウンが近くにある朝妻、櫛原のあたりが環境によいのではないか。JR久留米駅東口と新世界地区に補助金を導入してまでマンションを建設する必要があるのか。中心市街地の活性化のために無理をしていないか。 | 本基本計画は中心市街地の区域内を対象にしたものであり、朝妻、櫛原は対象区域ではありません。公共交通の利用が容易で、歩いていける範囲に、病院や買い物など日常生活に必要な様々な都市機能が存在する中心市街地は、高齢者にとって、魅力的な居住エリアであると思います。 |
| | 9 | 第6章 街なか居住を促進する事業 | JR久留米駅東口に建てられるマンションは35階建てになるそうだが、それによって花火が見えなくなるところが出来る。建てることによって付近住民が犠牲になることにならないか。 | 現在は花火会場を分散し実施されていますので、全く見えなくなるところはないと思いますが、確かに見えにくくなることは出てくると考えられます。 |
| | 10 | 第1章 基本方針 第5章 都市福利施設を整備する事業 | 「都市機能を集中させる」ための事業は、保健所設置事業だけか。市役所の窓口業務などの一部をダイエー六ツ門跡に持っていき、空いた市役所のスペースをJR久留米駅からの観光客を対象にした地場製品の展示販売のためにあててはどうか。 | 都市福利施設を整備する事業としては、保健所設置のほか、坂本繁二郎生家保存事業、文化街詰所設置、老人憩いの家整備事業など基本計画に掲載しています。市役所窓口業務などの一部をダイエー六ツ門跡に持っていき、そのスペースを地場製品の展示販売に活用してはとのご提案ですが、取り組みの参考とさせていただきます。 |

| 意見者 | No. | 主な対象項目 | 意見の概要 | 市の考え方 |
|---------------------|-----|------------------|--|---|
| | 11 | 第1章 基本方針 | 基本コンセプトに、「都市型社会を代表する高齢者を主人公に、医・食・住が整った街で、豊かな時間とともに、豊かな能力を活かし、豊かな感性を満たす中心市街地の活性化を始めます。」とあるが、定年退職した団塊の世代を街なかに住まそうということである。 福岡市内で暮らすより、久留米がいいよと思わせる事業計画が必要だが、高齢者の医療保険料を安くするか補助金を出したらどうか。 | 高齢者の医療保険料を安くするか補助金を出したらどうかというご提案ですが、保険料は、医療費などの支出に見合った料率に設定せざるを得ません。保険料を安くするためには、健康な高齢者が増えることが大切だと考えておりますので、今後とも健康推進対策に努めてまいります。 |
| | 12 | 第6章 街なか居住を促進する事業 | 35階建てのマンションの建設をすすめたいとしたら、場所は花畑駅前が適切ではないか。 | 基本計画には事業主体や事業年度など実施が確実な事業しか掲載できませんので、現時点でJR久留米駅前、新世界地区の市街地再開発事業を掲載しています。JR久留米駅前と同様に、花畑駅前も街なか居住の受け皿となるエリアと計画では位置付けています。 |
| | 13 | 第6章 街なか居住を促進する事業 | JR久留米駅東口はマンションよりも公園が好ましい。水と緑にふさわしいのは、マンションではなく田主丸の植木、城島の瓦など、地域の技術で造った公園である。 | JR久留米駅東口で進められている事業は土地所有者の方々が共同事業として進められているものであり、公園や道路といった公共が主体となっていく事業とは別のものです。 市では、東口の市街地再開発事業とは別に駅前広場等の事業を進めており、その中でご指摘のような駅前としてふさわしい景観整備を進めることとしています。 |
| ②久留米市 江戸屋敷 個人 | 14 | 第1章 基本方針 | 久留米市の現状において、衰退する中心市街地商店街の原因についての問題点は『だれのための商店街なのかが見えない』、『商店街で商売をするひとの顔が見えない』、『商店街に愛情と品格がない』ことであり、『ほとめきの街』とは程遠い不毛地帯と言える。 | 第7章の商業活性化のための事業を実施することにより、ほとめきの街の実現を図ります。 |
| | 15 | 第1章 基本方針 | 商店街から生活街への変身について、『モノの商店街』から『コトの生活街』へシフトすることが商店街を活性化させる上での重要な戦略と言える。 | 第4章市街地整備改善のための事業から第7章の商業活性化のための事業を実施することにより、コトの生活街へもシフトすると考えています。 |

| 意見者 | No. | 主な対象項目 | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|-----|---|--|--|
| | 16 | 第1章 基本方針 | 生活街づくりへのステップについて、久留米市が提唱する『水と緑の人間都市』、『食育都市』、『スローライフの輝く街』を3本柱として久留米市中心街独自のバリュー創出戦略として具現化する必要がある。 | 個々の事業の実施において取り組みの参考とさせていただきます。 |
| | 17 | 第1章 基本方針 | 重点ターゲットを久留米市街地に住む生活者、中でも大人の女性とする。 | 個々の事業の実施において、取り組みの参考とさせていただきます。 |
| | 18 | 第4章 市街地の整備改善のための事業 第5章 都市福利施設を整備する事業 第7章 商業の活性化のための事業 | 生活街を構成するコトとして、①お洒落、②グルメ③学習体験④遊ぶ⑤健康づくり⑥交流⑦便利である⑧安全である⑨癒される⑩E C Oを中心市街地に計画的に落とし込み、多様な価値ある商品、質のいいサービスの提供と居心地のいい売場環境づくりを同時に実現すれば、生活街としての楽しみや利便性や必要性が高まり、生活者である顧客の来街者数及び来街回数も増加する。数ある郊外店との差別化のためには、これらのことを中心市街地を形成する全店レベルで実行することが必須条件である。 | 基本計画には事業主体や事業年度など実施が確実な事業しか掲載できませんが、取り組みの参考とさせていただきます。 |
| | 19 | 第7章 商業の活性化のための事業 | 来街者を増やすための販促活動について（その1） 自転車及び歩行での来街者に『スローパスポート』を発行し、保有者に得点を与える。 | 基本計画には事業主体や事業年度など実施が確実な事業しか掲載できませんが、取り組みの参考とさせていただきます。 |

| 意見者 | No. | 主な対象項目 | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|-----|------------------|---|--|
| | 20 | 第7章 商業の活性化のための事業 | 来街者を増やすための販促活動について（その2） 中心市街地『お買物ポイントカード』の発行。生活情報サービスを盛り込む。 | 中心商店街で既にお買物ポイントカードとして「カッピ-スタンプ」が発行されています。 |
| | 21 | 第7章 商業の活性化のための事業 | 来街者を増やすための販促活動について（その3） 『広報くるめ』に商業広告を低額で掲載する（常設）。 | 本年度より、広告事業をスタートさせたいと考えています。媒体についても、幅広く考えています。 |
| | 22 | 第7章 商業の活性化のための事業 | 来街者を増やすための販促活動について（その4） 中心市街地内の事業者、従業員への「心のこもった温かい挨拶」や「親切な道案内」、「お客様起点に立った品揃えとサービス」、「環境施設の安全と美化」などに関する教育訓練が必要である。 | 基本計画には事業主体や事業年度など実施が確実な事業しか掲載できませんが、取り組みの参考とさせていただきます。 |
| | 23 | 第7章 商業の活性化のための事業 | 来街者を増やすための販促活動について（その5） 低額の配達システム（高齢者や女性の運搬負担軽減）や、中心市街地内全パーキングの無料化、または低額で共通利用できる制度を導入する。 | ご提案の配達システムは、商店街街なかサロン設置事業で、駐車場の関係は、共通駐車券事業で実施を検討しています。 |
| | 24 | 第7章 商業の活性化のための事業 | 来街者を増やすための販促活動について（その6） 中心市街地の新生活街編成のためのブロックアウトを実施する。 | 基本計画には事業主体や事業年度など実施が確実な事業しか掲載できませんが、取り組みの参考とさせていただきます。 |

| 意見者 | No. | 主な対象項目 | 意見の概要 | 市の考え方 |
|----------------------------|-----|-------------------|--|---|
| | 25 | 第5章 都市福利施設を整備する事業 | 久留米市役所高層ビルの新利用計画について（その1） 高層棟1階をコンベンションホールとして利用する。 | 行政財産の目的外使用の要件に該当しないため、困難と思われます。 しかし、2階くろみホールは一般の利用に開放しているため、利用は可能です。 |
| | 26 | 第5章 都市福利施設を整備する事業 | 久留米市役所高層ビルの新利用計画について（その2） 高層階の3層を国内の一流ホテルが使用する。 | 行政財産の目的外使用の要件に該当しないため、困難と思われます。 |
| | 27 | 第3章 目標 | 新しい物差しづくり（スローライフづくり）として歩行者専用道整備率、サイクリング専用道整備率、市街地無料休憩所整備率、市街地古民家登録数、癒しのスポット数、スローライフ宣言店舗数、市街地への自転車乗入率などを提案する。 | 斬新な視点ですが、現状や定義など整理が必要であることなどから、今回の数値目標には設定できませんが、取り組みの参考とさせていただきます。 |
| ③久留米市 太郎原町 個人 50代 | 28 | 第1章 基本方針 | 中心市街地に多様な都市機能の集積を目指すことは、大変すばらしいことだと思いますが、新基本計画案の基本コンセプトや基本方針が目指す「社会資本としての中心市街地を活用したコンパクトで賑わいのあるまちづくりの推進」というテーマと実際に行われる具体的な事業との間に実効性があるのか疑問がある。 | 都市インフラは、高度に集積されていますので、それらを十分に活用するソフト、システムの事業化が大切だと考えています。 |
| | 29 | 第1章 基本方針 | 「高齢者に優しい中心市街地づくり」を基本コンセプトに捉えたほうが、はっきりと魅力ある街づくりや目玉商品化につなげることができるのではないかと。 | 高齢者が安心して豊かに暮らすことができる街はすべての人に優しい街であることから、一つの比喩として、高齢者をクローズアップした記述をしています。代表ではありませんが、総てではなく、現在の表現がベターであると考えます。 |

| 意見者 | No. | 主な対象項目 | 意見の概要 | 市の考え方 |
|------------------------------|-----|--------------------|---|---|
| | 30 | 第5章 都市福利施設を整備する事業 | 計画案に示されている事業のほかに、福祉機能の拠点と年金関連の拠点が必要ではないかと考えられる。具体的には、長門石にある福祉部門や久留米社会保険事務所を中心市街地に移転することである。 | 基本計画には事業主体や事業年度など実施が確実な事業しか掲載できません。多様な機能が中心市街地に集積することは、活性化につながるものと思いますが、各々の団体等の考えや置かれた状況も異なりますので、取り組みの参考とさせていただきます。 |
| | 31 | 第4章 市街地の整備改善のための事業 | 中心市街地までの交通アクセスの利便性向上のために、道路整備や立体駐車場の整備や拡充も必要と考えられる。 | ご指摘の通り、中心市街地までの交通アクセスの利便性向上は、重要な要素であります。しかし、今回の基本計画は、国の作成指針で中心市街地の区域内の事業に限定されていますので、郊外からのアクセス向上のための道路整備事業は入っていませんが、JR久留米駅周辺の交通結節機能や駐車場整備に関しては取り組んで参ります。 |
| ④久留米市 善導寺町飯田 個人 70代 | 32 | 第7章 商業の活性化のための事業 | ゆめタウンを許可していながら、一番街に空家が出来たからといって補助金を出すことはまちがっていると思う。もう少し、10年、20年先を見すえた計画を立ててもらわなくては困る。 | 平成10年、大型店立地を規制していた大店法が、規制緩和を背景に廃止され、大型店立地法が制定されました。これにより一定の環境条件を整えば、近郊型のショッピングセンターの立地規制ができなくなりました。この改正が契機となり、中心市街地の衰退が全国的な都市問題となり、今回まちづくり三法が見直されたものです。今回実施した市民アンケートでも約60%の方が空き店舗の解消を要望されています。 |
| | 33 | 第3章 目標 | もう少し、10年、20年先を見すえた計画を立ててもらわなくては困る。 | 目標数値については、国の指針で計画期間となる5年間の初年度の数値を基準に、最終年度を目標数値とすることが示されています。これは、緊急的な地域課題である中心市街地の活性化について、短期間で成果をあげえる基本計画であるかの判断材料とするためだと思われまます。 |
| | 34 | 第5章 都市福利施設を整備する事業 | 空洞化の解決策として市街地にシニア向けのサークル教室をはじめボランティア教室を作ることシニアたちも地域も元気になると思う。 | 六ツ門商店街においては六ツ門大学（まちづくり会社と市民団体等が運営）にて、地元大学の公開講座や生涯学習活動が行われています。また、平成19年度についてはボランティア・NPOの活動拠点である市民活動サポートセンター（平成17年11月開設）にてボランティア養成講座の実施を予定していますので、取り組みの参考とさせていただきます。 |

| 意見者 | No. | 主な対象項目 | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----------------------------|-----|--------------------|---|---|
| | 35 | 第1章 基本方針 | 大橋地区の高齢者は店がなくなり、バスやタクシーで善導寺まで買物に出かけなくてはならない現状である。郊外地の高齢者の救済のほうがか急務と思うので、市の考えを聞かせて欲しい。 | 郊外の公共交通空白地帯の高齢者の方や、自動車の運転ができない方に対する日常生活の移動支援として、平成17、18年度にコミュニティーバスの試験運行を行いました。結果としては、利用者が少なく、本格運行は困難であると思われるため、新たな移動支援策の検討を進めています。 |
| ⑤久留米市 荒木町白口 個人 70代 | 36 | 第6章 街なか居住を促進する事業 | 街なか居住を促進する事業（その1） 中心地の居住者を増やすことが必要である。「高齢者に住みよい街づくりを行う」というコンセプトを都市計画で明確に宣言、高齢者向け機能を備えた集合住宅の供給、住宅を安価にすること、ご用聞きのできる商店街、文化施設、趣味の集まりが出来る集会場、介護施設など的高齢者のための生活環境を保障する。 | 高齢者に限らず総ての人にとって住みよい街づくりを行うために、取り組みの参考とさせていただきます。 |
| | 37 | 第5章 都市福祉施設を整備する事業 | 街なか居住を促進する事業（その2） 市外から人を呼び込む施策をすすめることが必要である。空き店舗に対する補助だけではなく、人が集まる魅力を備えるためには、文化施設、娯楽施設、カルチャーセンター、資料館などを集中する。 | 市外から人を呼び込む施策として、第5章都市福祉施設を整備する事業において、坂本繁二郎生家保存事業などの実施を予定しています。また、空き店舗などの民間施設の様々な活用策を図ることが必要だと考えます。 |
| | 38 | 第4章 市街地の整備改善のための事業 | 街なか居住を促進する事業（その3） 駐車場の整備が必要である。地下の駐車場はわかりにくく使いづらいので、地権者も協力して気軽に駐車できる場所を市として準備する。 | 中心市街地には、かなりの駐車場が集積し、民間事業者との調整が必要となりますが、現在、民間駐車場を対象に共通駐車券の発行事業に取り組んでいます。 |
| | 39 | 第8章 公共交通の利用促進等の事業 | 公共交通の利用促進について、当面は、西鉄久留米、JR、市役所を結ぶ安価な循環バスを運行するなどバスの利便性を高める対策が必要と思われるが、活性化のためには抜本的な対策を急ぐ必要がある。 | 西鉄久留米駅からJR久留米駅間は、1日1,200本のバスが往復していますので、利便性としては確保されているのではと考えています。 |

| 意見者 | No. | 主な対象項目 | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----------------------------|-----|----------------------------|---|---|
| | 40 | 第11章 その他中心市街地の活性化のために必要なこと | その他中心市街地の活性化のために必要なことについて、久留米市が活性化するためには、市民が故郷として誇りを持ち、久留米市のよいところを全国に発信することである。若者の流出を防ぎ、他所から人がやってくるようにするためには、久留米市が人と自然を大切にするという施策を日頃から行うことが必要である。 | 非常に貴重なご意見であり、個々の事業の実施の中で配慮する必要があると考えます。久留米市は、「水と緑の人間都市」づくりを基本理念としており、自然と都市、人と人、人と自然の共生と大切にしたい都市づくりの努力を続けています。 |
| ⑥久留米市 山本町豊田 個人 40代 | 41 | 第5章 都市福利施設を整備する事業 | 六角堂広場に七木地蔵尊の分院を作り、何かしらの御利益がある所と生まれ変わり、高齢者が定期的に集うシンボルスペースにしたらどうか。 | 具体的な提案ではありますが、公的な場所に設置できる施設は限定されます。人を惹きつける仕掛けづくりを行うべきであるという趣旨は、尊重させていただきます。 |
| ⑦久留米市 荒木町荒木 個人 60代 | 42 | 第1章 基本方針 | 基本コンセプトの「人に優しいスローライフが輝く街」を「あらゆる人にとって生きやすい街」に変更修正したらどうか。 | ご提案いただいたコンセプトは、基本コンセプトの人に優しいという部分に包含されているとお考え下さい。 |
| | 43 | 第1章 基本方針 | 基本方針において、「人々に愛され、地域の顔となることを・・・」を「あらゆる人にとって生きやすい、活用しやすい街となることを・・・」に変更修正したらどうか。 | ご意見は、取り組みの参考とさせていただきます。 |
| | 44 | 第3章 目標 | 「風格のある都市景観」とあるが、ジェンダーの視点が入った景観であること。 | 個々の事業の実施において、取り組みの参考とさせていただきます。 |

| 意見者 | No. | 主な対象項目 | 意見の概要 | 市の考え方 |
|---------------|-----|-------------------------------------|---|--|
| | 45 | 第4章 市街地の整備改善のための事業 | 「歩行者動線の確保」とあるが、自転車動線も併せての対策を要望する。 | 個々の事業の実施において、取り組みの参考とさせていただきます。 |
| | 46 | 第4章 市街地の整備改善のための事業、第6章 街なか居住を促進する事業 | 高層集合住宅の建設には設計段階からチェックの徹底をはかること。 | 高層住宅を建設しようとする場合、建築基準法に基づき、建築確認申請の手続きが必要となります。この中で、設計内容の審査が行われます。 |
| | 47 | 第5章 都市福利施設を整備する事業 | 保健所設置に関して、駐車場の完備と利用料は無料とすること。 | 保健所へ車でお越しの場合は、商工会館駐車場と市民駐車場をご利用いただくことができます。もちろん、駐車料金は無料です。 |
| | 48 | 第6章 街なか居住を促進する事業 | 公営住宅の建替えの際は、高齢者・障害者向けのバリアフリー化した住宅を入れることを福岡県住宅供給公社へ働きかけてほしい。 | ご要望があったことを福岡県住宅供給公社へ申し伝えます。 |
| ⑧福岡市博多区 団体 | 49 | 第1章 基本方針 | 基本コンセプトとして、「ロハス育ちの街・久留米」、「ロハス・アート・シティ・クルメ」を提案する。 | 貴重なご提案ではありますが、幅広い市民に共有して頂くコンセプトとしては、やや難しい言葉であるように思われます。 |

| 意見者 | No. | 主な対象項目 | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-------------------------------|-----|----------------------------|---|---|
| | 50 | 第11章 その他中心市街地の活性化のために必要なこと | 中心市街地の活性化と観光振興による地域の活性化をリンクさせることを提案する。 | 貴重なご提案であります。中心市街地の活性化を図ることにより、地域全体も活力あるものになることを期待しています。 |
| | 51 | 第11章 その他中心市街地の活性化のために必要なこと | 事業の「担い手」の登場や育成を促すにはどうすればよいのかは、重要かつ難しい課題だが、団塊世代を事業の担い手にできないだろうか。 | 個々の民間事業の実施の中で、事業の担い手になれることを期待しています。 |
| | 52 | 第3章 目標 | 数量化できない意識を把握することが重要であり、定量調査データと定性調査データを重ね合わせて分析することにより、将来予測の精度を高めるだけでなく、計画自体の見直し、調整資料としても活用できる貴重なものとなる。 | ご指摘のとおり、定量的に調査された統計データだけでなく、市民ニーズ調査などの定性的なデータも分析が必要だと考えています。 |
| | 53 | 第6章 街なか居住を促進する事業 | 超高層集合住宅建設について、中高層集合住宅との比較検討が必要である。 | JR久留米駅東口で進められている事業は土地所有者の方々が共同して進められている事業であり、採算性の確保は大前提となります。 当事業は、平成3年から今日に至るまで規模及び内容等について調査・検討を進められ中高層建築も含めた検討を行った結果、現在の計画にいたっているものです。 |
| ⑨久留米市 国分町 団体 60代(代表) | 54 | その他全般 | なぜ基本計画(案)がダイジェスト版なのか。 | 基本計画(案)のページ数が非常に多いために、案全体の閲覧場所を明示した上で、市民の皆さんへ分かりやすく要約した内容を公表しました。 |

| 意見者 | No. | 主な対象項目 | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|-----|----------|---|--|
| | 55 | その他全般 | 基本計画(案)に経過と総括を明確にすべきである。 | ご指摘のとおり、基本計画(案)の基本方針の中で経過と総括を明確にいたします。 |
| | 56 | その他全般 | 基本計画(案)において、ジェンダーへの視点が検証されるべきである。 | 今後とも、社会的性別（ジェンダー）の視点を尊重しながら計画を進めていきます。 |
| | 57 | 第1章 基本方針 | 基本コンセプトの「人に優しいスローライフが輝く街」を「あらゆる人にとって生活しやすい街」に変更修正したらどうか。 | ご提案いただいたコンセプトは、基本コンセプトの人に優しいという部分に含まれているとお考え下さい。 |
| | 58 | 第1章 基本方針 | 基本方針において、「人々に愛され、地域の顔となることを・・・」を「人々に愛され、暮らしやすく、地域の顔となることを・・・」に変更修正したらどうか。 | ご意見は、取り組みの参考とさせていただきます。 |
| | 59 | 第3章 目標 | 「風格のある都市景観」とあるが、ジェンダーの視点が欠如した景観にならないように注意すること。 | 個々の事業の実施において、取り組みの参考とさせていただきます。 |

| 意見者 | No. | 主な対象項目 | 意見の概要 | 市の考え方 |
|--------------------|-----|-----------------------------------|---|--|
| | 60 | 第4章 市街地の改善のための事業 | 「歩行者動線の確保」とあるが、自転車動線も併せての対策を要望する。 | 個々の事業の実施において、取り組みの参考とさせていただきます。 |
| | 61 | 第4章 市街地の改善のための事業、第6章 街なか居住を促進する事業 | 高層集合住宅の建設には設計段階からチェックの徹底をはかること。 | 高層住宅を建設しようとする場合、建築基準法に基づき、建築確認申請の手続きが必要となります。この中で、設計内容の審査が行われます。 |
| | 62 | 第5章 都市福祉施設を整備する事業 | 保健所設置に関して、駐車場の完備と利用料は無料とすること。 | 商工会館駐車場と市民駐車場をご利用いただくことができます。もちろん、駐車料金は無料です。 |
| | 63 | 第6章 街なか居住を促進する事業 | 公営住宅の建替えの際は、高齢者・障害者向けのバリアフリー化した住宅を入れることを福岡県住宅供給公社へ働きかけてほしい。 | ご要望があったことを福岡県住宅供給公社へ申し伝えます。 |
| ⑩久留米市六ツ門町団体50代(代表) | 64 | その他全般 | 行政の取り組みとして、大枠に成ると思われるが、抽象的なので具体性が欲しい。 | 新中心市街地活性化基本計画の策定を受け、関係する各々が、具体的な事業の推進を進めます。 |

| 意見者 | No. | 主な対象項目 | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|-----|----------------------------|--|--|
| | 65 | 第1章 基本方針 | 一般市民から見れば、基本方針については、地域住民の一体感と連携を持っての街づくりが必要であり、昔ながらの居住環境を整備するとともに住民主導の街づくりを基本に取り組むべきと思われる。 | 校区まちづくり委員会や各種団体との連携を図りながら、活気のある「まち」の再生を進めます。 |
| | 66 | 第3章 目標 | 数値目標で、久留米市の経済効果・効率も提示して頂きたい。 | 基本計画における数値目標は、中心市街地における目標の達成状況を的確に把握できるものを国から求められています。したがって、ダイジェスト版の第3章目標のとおり数値目標を掲げました。 |
| | 67 | 第3章 目標 | 観光入込み数の数値目標があるが、具体的に観光となるスポットを示して頂きたい。 | 中心市街地においては、例えば水天宮や梅林寺、第5章都市福祉施設を整備する事業として位置付けられた坂本繁二郎生家が挙げられます。 |
| | 68 | 第3章 目標 | 開業店舗数に関して、地域密着店舗を考え、精査して頂きたい。 | 定期的なフォローアップが国から求められますのでその中で精査していきます。 |
| | 69 | 第11章 その他中心市街地の活性化のために必要なこと | 公共が行う事業・民間が行う事業等について、現場の声を取り入れて推進することが望ましいと思える。 | 単に陳情、要望という形ではなく、行政、民間企業、市民が一体となって、協力していける事業の実施が望ましいと考えています。 |

| 意見者 | No. | 主な対象項目 | 意見の概要 | 市の考え方 |
|------------|-----|----------------------------|--|--|
| | 70 | 第11章 その他中心市街地の活性化のために必要なこと | 住民参加が必要不可欠であると思われる。 | ご指摘のとおりと考えます。 |
| ⑪東京都世田谷区団体 | 71 | 第1章 基本方針 | その時々の変化で店舗経営は左右される。特に変化の激しい今日の社会では、それに適応した店づくりのコンセプトが必要である。 | ご指摘のとおりと考えます。 |
| | 72 | 第5章 都市福利施設を整備する事業 | 高齢化社会で考えられるビジネスモデルとして、大掛かりな街の駅を設置し、そこを窓口とした健康体験や食育ツアーを開催することを提案する。 | 基本計画には事業主体や事業年度など実施が確実な事業しか掲載できませんが、取り組みの参考とさせていただきます。 |
| | 73 | 第7章 商業の活性化のための事業 | 地球環境問題で考えられるビジネスモデルとして、フェアトレード(公正貿易)商品の紹介と販売、発展途上の「一村一品」の紹介と販売を提案する。 | 基本計画には事業主体や事業年度など実施が確実な事業しか掲載できませんが、取り組みの参考とさせていただきます。 |
| | 74 | 第5章 都市福利施設を整備する事業 | 教育問題で考えられるビジネスモデルとして、もう一つの学校「駄菓子屋」、そこを現代版「駆け込み寺」にすることを提案する。 | 基本計画には事業主体や事業年度など実施が確実な事業しか掲載できませんが、取り組みの参考とさせていただきます。 |

| 意見者 | No. | 主な対象項目 | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|-----|-------------------------------|--|--|
| | 75 | 第5章 都市 福利施設を 整備する事 業 | 現在営業中の既存店で考えられるビジネス モデルとして、一店・逸品運動の展開、姉 妹(友好)都市の逸品の紹介と販売を提案す る。 | 基本計画には事業主体や事業年度など実施が確 実な事業しか掲載できませんが、取り組みの参 考とさせていただきます。 |
| | 76 | 第7章 商業 の活性化の ための事業 | 花いっぱいのはとめきの街にするために、 花いっぱい運動の展開や、店名看板は久留 米絣や藍胎漆器の模様などをアレンジして 製作することを提案する。 | 基本計画には事業主体や事業年度など実施が確 実な事業しか掲載できませんが、取り組みの参 考とさせていただきます。 |
| | 77 | 第7章 商業 の活性化の ための事業 | 情報化社会で考えられるビジネスモデルと して、インターネット販売者による電子商 取引（e-コマース）や、はとめき街ネッ ト放送局の開設を提案する。 | 基本計画には事業主体や事業年度など実施が確 実な事業しか掲載できませんが、取り組みの参 考とさせていただきます。 |